

第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案に対する
意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者(計7件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成 28 年 8 月 25 日	株式会社アイ・ピー・エス	代表取締役	宮下 幸治
2	平成 28 年 8 月 26 日	ZIP Telecom株式会社	代表取締役	川合 健司
3	平成 28 年 8 月 30 日	個人	—	—
4	平成 28 年 8 月 31 日	楽天コミュニケーションズ株式会社	代表取締役	池口 正剛
5	平成 28 年 8 月 31 日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	代表取締役社長	庄司 哲也
6	平成 28 年 8 月 31 日	ソフトバンク株式会社	代表取締役社長 兼 CEO	宮内 謙
7	平成 28 年 8 月 31 日	個人	—	—

意見書

平成 28年8月25日

総務省総合通信基盤局 料金サービス課 御中

郵便番号 104-0045

(ふりがな)

住所 東京都中央区築地4-1-1

(ふりがな)

会社名 株式会社アイ・ピー・エス

代表取締役 宮下 幸治

「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
別紙1 2頁 改正の概要	「優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能をデータ系のサービス提供のためにも利用可能とする」との改正主旨に賛同します。IPにおいて音声・データは区分できませんし、データの利用が増えることで接続料低廉化にもつながると思います。
別紙1 5頁 NGNの優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能の接続料の算定	これらの機能の接続料は、小規模の事業者でも参入できるような水準となるように配慮をお願いいたします。接続事業者がNGNを利用した電話を提供するためには、NTT 殿のひかり電話と違い、VNE 事業者網のコストもかかるため、より低廉な接続料となることを要望いたします。

以上

意見書

平成 28 年 8 月 26 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 130-0015

(ふりがな)とうきょうとすみだくよこあみ ちょうめ ばん
住 所 東京都墨田区横網2丁目6番
2号

(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ZIP Telecom 株式会社

だいひょうとりしまりやく かわい けんじ
代表取締役 川合 健司

平成28年7月27日付けで公告された第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する
省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

1.NTT 殿との協議について

WEB 等で公になっている NGN に関する情報並びに NTT 殿から提示される情報が限られていることから、NTT 殿が求めておられる具体的な要望を具体化することは、情報並びに人的リソースが限られている事業者にはハードルが高いと思われます。

上記に述べました通り、NTT 殿の NGN に関する情報が限られていることから、NGN がどのような仕様でどのような機能を持ち合わせているのかを開示することは、事業者間の協議を進める上で不可欠です。

現在 NTT 殿のみが NGN 上で実現できている未アンバンドル機能についても、NTT 殿が実現に必要な情報を開示することが必要と考えます。

2. 第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正について

今後多くの事業者が当該機能（優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能）を利用していくにあたり、当該機能の利用料金は小規模事業者でも参入可能な水準が適用されることが望ましく、伝送に係る料金はひかり電話と同等とすることが望ましいと考えます。

また、電話サービス提供にあたり、ひかり電話では発生しない VNE との接続等、接続事業者にはこれまでにない新たな費用も発生することが想定されることから、NTT 殿との同等性確保の観点からも、設定される利用料金水準は多くの事業者が参入し易いようより低廉な利用料金であることが望ましいと思います。

以上

意見書

平成28年8月30日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

今回の第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正、具体的には NGN における優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドルに関して、総務省案に賛成します。

OAB-J IP 電話は光コラボも含めて通信会社が提供しているもの以外にも、ケーブル系、電力系といった多様な事業者が既に展開しておりますが、通話品質確保のための優先転送制御機能が公開されていないため、いわゆる専用線としての利用、主に企業向けサービスの提供ができておらず、公正な競争環境が存在していないことは憂慮すべきであると考えます。また、価格面に関しても移動系において近年いわゆる MVNO が脚光を浴びるようになり、Mobile では通信コストは低廉化が進んでいるのですが、Fixed については十分な低廉化がなされていないと感じております。固定局と移動局のデュアル環境の提案は、UPS も含め利用者にとっての安全性、利便性を高められるものとして考えられます。NGN はもちろんコア系も含んだネットワーク環境であるわけですが、他事業者への接続料も含めて価格面で Mobile の MVNO のような展開をぜひ期待したいと考えております。

今回のアンバンドルについては、以前から指摘されておりました IP 電話の通話品質向上、NTT 以外の他事業者が独自サービスを展開できるようにすることを目的として、情報公開を行うものであるわけです。技術的基盤としての NGN が通信会社主導で展開していくことについて異議はありません。しかしながら、実質的に1つの通信会社が主導でこれを行うというのではなく、すべての事業者が自由に関与しうる組織であってほしいと強く期待しております。

以上

意見書

平成28年 8月31日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 殿

郵便番号 158-0094

(ふりがな) とうきょうとせたがやくたまがわ
住 所 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

(ふりがな) らくてんこみゆにけーしょんずかぶしきがいしゃ
氏 名 楽天コミュニケーションズ株式会社

だいひょうとりしまりやく いけぐち せいごう
代表取締役 池口 正剛

「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

この度は「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案」に関し、意見提出の機会をいただき厚く御礼申し上げます。
下記のとおり弊社意見を述べさせていただきますので、お取り計らいの程、何卒宜しくお願い申し上げます。

項 目	弊社意見
NTT 東西との協議	弊社は NGN 上での 0AB-J IP 電話サービス提供を検討するために、NTT 東西と機能アンバンドルの個別協議を行った経緯がありますが、NTT 東西から開示される NGN に関する技術仕様の情報量が少ない上に、検討体制の面で大きく劣る弊社が NTT 東西と対等に議論を行うことは非常に困難であり、それらが協議の長期化へと繋がった経緯があります。その間 NTT 東西からの光アクセスのサービス卸の提供開始に伴い競争環境が大きく変化しましたが、このような状況下から顧みると、協議の長期化は競争環境の観点からも非常に問題があり、長期に渡らないよう改善が行われていく必要があると考えます。
優先パケット識別機能、優先パケットルーティング伝送機能等	NGN の優先パケット識別機能、優先パケットルーティング伝送機能がアンバンドルされ接続料設定されることにより、NTT 東西以外の事業者が 0AB-J IP 電話サービスを提供するに大きく前進することになりますが、弊社のような小規模事業者が新規参入して競争していくためには、NTT 東西と同程度のコスト水準である必要があると考えます。 そのためには、2 点機能のアンバンドル及び接続料設定だけでなく、GW ルータ等における網改造料のコスト極小化が必須であり、これら総コストを考慮すべきと考えます。
接続約款で明記されていない網機能（未アンバンドル機能）	本年 5 月 27 日付け諮問第 3085 号に対するソフトバンクからの意見、未アンバンドル機能（NTT 東西の利用部門が利用する接続約款で明記されていない網機能）を直ちにアンバンドルすべきことに賛同いたします。 未アンバンドルのままでは、接続事業者がその機能を利用したい場合、個別協議を行ったとしても早期の利用を見込めません。したがって、未アンバンドル機能においては、協議期間の短縮が期待できるアンバンドル化を要望いたします。

以上

意見書

平成 28 年 8 月 31 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 100-8019

(ふりがな) とうきょうと ちよだくうちさいわいちょう

住 所 東京都千代田区内幸町一丁目1番6号

(ふりがな)

氏 名 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長 しょうじ てつや 庄司 哲也

「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
(総論)	<p>本改正案に賛同いたします。</p> <p>光 IP 電話市場は、自前光敷設事業者も含めすでに多くのプレーヤーが参入し、多様なサービスを提供しております。</p> <p>さらに本機能の提供により、NGN 上で安定品質要件を確保した事業者の独自サービス（基本料と通話料のバンドルなど）が提供可能となり、さらなる利用者利便の向上と電話市場における光 IP への移行の流れが加速されることが期待されます。また、様々な事業者による PSTN マイグレーション後のマイライン代替サービスの提供が可能になることも期待できると考えます。</p>

意見書

平成 28 年 8 月 31 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがししんばし
住所 東京都港区 東新橋 一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏名 ソフトバンク 株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう けん しーいーおー みやうち けん
代表取締役 社長 兼 CEO 宮内 謙

「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして御礼申し上げます。以下の通り弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

該当箇所	意見
全般	<p>弊社では、7年以上前から、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」といいます。)がひかり電話で利用している QoS 機能の開放を求め、NTT 東西殿と協議を行ってきました。</p> <p>今回、NGN における優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能(以下、「本機能」といいます。)がようやくアンバンドルされることについて、大いに歓迎するとともに、協議にご対応頂いた NTT 東西殿ご担当者及びアンバンドルに向け省令改正案作成等整理頂いた総務省殿に深く感謝申し上げます。</p> <p>しかしながら、本機能の開放まで7年以上を要したことは大きな問題です。この7年間 NGN 上の 0AB-J IP 電話を独占したことで NTT 東西殿のひかり電話加入者は、約 800 万から約 1,700 万へと大幅に増加し、NGN 上の 0AB-J IP 電話を提供したい接続事業者は大きく出遅れることとなってしまいました。長期間を要してしまう現在の接続協議の在り方について、議論が必要と考えます。</p>
未アンバンドル機能について	<p>本機能に係る協議が長期化したのも、根幹には未アンバンドル機能の存在があると考えます。未アンバンドル機能の大きな問題点は、NTT 東西殿利用部門と接続事業者の間に存在する情報及び手続きの非対称性ですが、それ以上に問題なのは、NTT 東西殿にとって、未アンバンドル機能の存在が NTT 東西殿利用部門と接続事業者を不平等に扱うインセンティブとなっていることです。この未アンバンドル機能が存在する以上、接続事業者が自由な発想や創意工夫に基づき NGN を利活用していくことはできません。</p> <p>NTT 東西殿は、「接続事業者から具体的なアンバンドル要望があれば、これまでと同様に、その提供に向けて誠実な対応を行っていく」と、あくまで具体的な要望がないからアンバンドルしないとの主張をされていますが、同時に NTT 東西殿は、NTT 東西殿利用部門からの要望を未アンバンドル機能として整理し、接続事業者には開放していないだけでなく、利用</p>

の事実さえも公表されていません。これは NTT 東西殿利用部門と管理部門とが正しく機能分離されていないことの証左であると考えます。正しく機能分離が行なわれていれば、NTT 東西殿利用部門と接続事業者は等しい条件(手続き、価格、公表仕様の情報量等)で NGN を利用できるはずで

す。

そもそも、NTT 東西殿利用部門が特定の機能を利用する場合、これを未アンバンドル機能とするかアンバンドル機能とするかを誰が判断するのか不明です。仮に、NTT 東西殿利用部門が機能利用の要望を行う際に未アンバンドル機能とするよう指定できるのであれば、NTT 東西殿利用部門が接続事業者と比較して有利であることの証左となり、逆に NTT 東西殿管理部門が未アンバンドル機能とするかアンバンドル機能とするかを判断する権限を持つ場合、NTT 東西殿管理部門が NTT 東西殿利用部門と接続事業者を平等に扱っていないこととなります。よって、NTT 東西殿管理部門と利用部門のどちらが未アンバンドル機能の判断を行うのか確認すべきですが、いずれにしても機能分離が正しく機能していないことの証左となると考えます。

このように、機能分離され接続事業者と公平性が担保されているはずの NTT 東西殿が機能を独占利用することにインセンティブが存在する不平等なシステムを変えなければ、QoS 機能開放に関する弊社と NTT 東西殿との協議のような状況が今後も発生することは必然です。なぜなら、未アンバンドル機能は、NTT 東西殿にとって接続事業者を排除し自社のみがサービス提供するためのツールとなっており、現状においては接続事業者との接続協議を可能な限り引き延ばすことが NTT 東西殿の戦略上正しい選択となるからです。

よって、今後、今回のようなことが起きないようにするために、NGN 上での未アンバンドル機能は直ちに廃止すべきと考えます。未アンバンドル機能の存在を認めている限り、NTT 東西殿利用部門が有利となり、接続事業者が公正競争できる環境であるとは言えません。NTT 東西殿利用部門が NGN の機能を利用する場合、接続事業者と同様の接続協議を実施し、利用が決定した機能については例外なくアンバンドルしていくべきです。

NTT 東西殿は、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する再意見書」(平成 28 年 7 月 4 日)において、「NGN については、サービス開始以前から、NNI/SNI/UNIの接続インタフェース条件を事前に開示し、事業者からのご意見を伺った上で、さらに1年間のトライアルを実施する等、自主的にオープン化に取り組んできております。」と主張しています。しか

	<p>しながら、NTT 東西殿自身が未アンバンドル機能によって NGN の多くの機能を独占的に利用し、且つこれまで実質的なアンバンドルが行なわれていない現状を見れば、NTT 東西殿の言う「自主的なオープン化」が何の意味も持たないことは明らかであり、NTT 東西殿の自主性に任せても全くオープン化は進まないことの証左であると考えます。</p>
--	--

以上

意見書

平成28年8月31日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

本改正に賛成である。

NGN は固定電話、携帯電話、インターネットのために用いられるものであると認識しているが、ここで特定の条件を満たせば一定の条件下で NTT のネットワークを利用出来るようにするのは問題無いのではないかと思われた。

(ただ、これにより、より一層 NTT 東西の統合を行うメリットが増えるのではないかとも思われた。NTT 東西の壁が無ければ、NGN を利用する業者も、勿論 NTT 東西自体も、より効率的な電気通信事業設備の利用を行う事が可能と思われるからである。「フレッツ」関係の設備等についてもであるが、やはり統合してしまった方が良いのではないかと思われるのであるが、いかがか。NTT 東西が巨大といっても、実の所、NTT ドコモの方が資本的に両者合わせたより巨大であるのであるし、当方にはこのまま東西に分割しておく意義はあまり無いと思われるのであるが…。)

以上